議案第５７号

藤沢市道路占用料徴収条例の一部改正について

藤沢市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

２０２３年（令和５年）１２月１日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

藤沢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

藤沢市道路占用料徴収条例（昭和３９年藤沢市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「１５日」を「３０日」に改める。

第６条第６号中「防犯灯」の次に「、防犯カメラ」を加える。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第３条関係）

占用区分		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	１，９２０円
	第２種電柱		２，９４０円
	第３種電柱		３，９７０円
	第１種電話柱		１，７１０円
	第２種電話柱		２，７４０円
	第３種電話柱		３，７６０円
	その他の柱類		１７０円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	１８円
	地下に設ける電線その他の線類		１１円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	１，６８０円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	１，０３０円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	３，４２０円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		１，４４０円

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="3">広告塔</td><td>表示面積１平方メートルにつき１年</td><td>９，８４０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他のもの</td><td>占用面積１平方メートルにつき１年</td><td>２，４８０円</td></tr>
<tr><td rowspan="9">法第３２条第１項第２号に掲げる物件</td><td colspan="3">外径が０．０７メートル未満のもの</td><td rowspan="9">長さ１メートルにつき１年</td><td>７２円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの</td><td>１００円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの</td><td>１５０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの</td><td>２１０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの</td><td>３１０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの</td><td>４１０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの</td><td>７２０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの</td><td>１，０３０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が１メートル以上のもの</td><td>２，０６０円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">法第３２条第１項第３号に掲げる施設</td><td rowspan="5">自動運行補助施設</td><td rowspan="2">法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類</td><td>地下に設けるもの</td><td rowspan="2">長さ１メートルにつき１年</td><td>１１円</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>３５円</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類</td><td>１本につき１年</td><td>２，７４０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他のもの</td><td>上空に設けるもの</td><td rowspan="3">占用面積１平方メートルにつき１年</td><td>１，７１０円</td></tr>
<tr><td>地下に設けるもの</td><td>１，０３０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他のもの</td><td>３，４２０円</td></tr>
<tr><td colspan="4">法第３２条第１項第４号に掲げる施設</td><td rowspan="7">占用面積１平方メートルにつき１年</td><td>２，４８０円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">法第３２条第１項第５号に掲げる施設</td><td rowspan="3">地下街及び地下室</td><td colspan="2">階数が１のもの</td><td>Ａに０．００４を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">階数が２のもの</td><td>Ａに０．００６を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">階数が３以上のもの</td><td>Ａに０．００７を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="3">上空に設ける通路</td><td>４，９２０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">地下に設ける通路</td><td>２，９５０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他のもの</td><td>１，７１０円</td></tr>
</table>

法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	３５円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	９８０円
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下この表において「政令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板類（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	９８０円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	７，０５０円
	標識類		１本につき１年	２，７４０円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	９９円
		その他のもの	１本につき１月	９８０円
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	９９円
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	９８０円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	７，０５０円
		その他のもの		３，５２０円
政令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	３，４２０円
政令第７条第３号に掲げる施設				Ａに０．０３１を乗じて得た額
政令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	９８０円
政令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				３４０円
政令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．００８を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに０．０１７を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．０２５を乗じて得た額
政令第７条第９号	建築物			Ａに０．０１を乗じて得た額

に掲げる施設	その他のもの		Ａに０．００７を乗じて得た額
政令第７条第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Ａに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．００７を乗じて得た額
政令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Ａに０．０１を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０３１を乗じて得た額
政令第７条第１２号に掲げる器具			Ａに０．０２５を乗じて得た額
政令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Ａに０．０１を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０３１を乗じて得た額
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に規定される地下に設ける電線類		長さ１メートルにつき１年	１１円

附　則

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第５条及び第６条の改正規定は公布の日から施行する。

２　この条例の施行の際現に、道路法（昭和２７年法律第１８０号）の規定により道路の占用の許可を受け、かつ、当該許可に係る期間のうち施行の日以後の期間に係る占用料を納付している者の当該納付している期間に係る占用料については、改正後の藤沢市道路占用料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、道路法施行令の一部が改正され、国の道路占用料が改定されたことに伴い、本市においても現在の地価を道路占用料に反映させる等のため、所要の改正をする必要による。